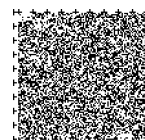
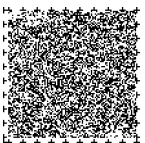


資料編





1. 策定経過について

本計画の策定にあたっては、障がい者団体や障害福祉サービス事業所、行政機関など障がい者を取り巻く様々な関係者により組織する「市原市障がい者支援協議会」が中心となり、庁内の関係部署により組織する「市原市障がい者基本計画庁内検討会議」とともに、その策定作業を行いました。

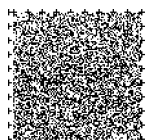
同協議会による具体的な策定に向けた取り組みとしては、まず、同協議会の下部組織である「相談支援・権利擁護部会」「サービス支援部会」「就労支援部会」の3つの専門部会において、それぞれ所管するテーマについての課題整理に取り組みました。

その後は、同協議会の会長・副会長及び各専門部会の部会長・副部会長により組織する「計画進行管理部会」が中心となり、基本計画の進捗状況の検証作業を行った上で、これまで各専門部会において取り組んだ課題整理の成果や、市内の障がい者2,000人、一般市民1,000人、難病患者176人を対象に実施したアンケートの結果などをもとに、本計画の具体的な素案づくりを進め、市民へのパブリックコメントの実施を経て、計画策定に至ったものです。



主な策定経過

	日 程	内 容
	平成 26 年	
策定方針の検討	3月17日	障がい者自立支援協議会（全体会議）開催 策定作業、スケジュール等の共有、確認
	6月2日	第1回障がい者支援協議会（全体会議）開催 策定方針の確認
	7月16日～31日	市民アンケートの実施 障がい者2,000人、一般市民1,000人を対象に実施
	7月30日	第1回計画進行管理部会開催 基本計画の進捗状況の検証作業
基本計画の進捗状況の検証	8月18日	第2回障がい者支援協議会（全体会議）開催 基本計画の進捗状況の検証の調整
	8月26日	第1回障がい者基本計画庁内検討会議開催 基本計画の進捗状況の検証の調整
	9月10日～26日	市民アンケートの実施 難病患者176人を対象に実施
	10月21日	保健福祉懇話会開催 策定方針とスケジュールの報告
	11月11日	第2回計画進行管理部会開催 骨子（福祉計画部分）の検討作業
素案の検討	11月23日	第3回計画進行管理部会開催 素案の検討作業
	12月1日	第3回障がい者支援協議会（全体会議）開催 素案の調整
	12月19日	第2回障がい者基本計画庁内検討会議開催 素案の調整
	平成 27 年	
最終調整	1月15日～2月3日	パブリックコメントの実施
	2月16日	第4回障がい者支援協議会（全体会議）開催 最終案の調整

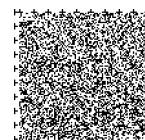


市原市障がい者支援協議会委員名簿

(任期：平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

専門 部会	役 職	所 属 等	氏 名
計画進行管理部会 (※)	会長	元淑徳大学総合福祉学部	伊藤 鉄夫
	副会長	中核地域生活支援センター(いちほら福祉ネット)	大戸 優子
	相談支援・権利擁護部会長	ふる里学舎 静風荘	飯田 俊男
	相談支援・権利擁護副部会長	市原地域生活支援センターはばたき	阿部 康代
	サービス支援部会長	市原市知的障害者福祉施設協議会	伊東 朝美
	サービス支援副部会長	社会福祉法人 九曜会(市津学園)	五木田 隆一
	就労支援部会長	市原市心身障害者福祉団体連絡協議会	佐藤 通安
	就労支援副部会長	障害者就業・生活支援センター(ふる里学舎地域生活支援センター)	松橋 達也
相談支援・権利擁護部会	委員	社会福祉法人 市原市社会福祉協議会	青柳 久豊
	委員	市原市障害者介護給付費等審査会	荒川 石
	委員	社会福祉法人 宝樹(太陽の丘ホーム)	伊藤 晃子
	委員	公募	朽名 高子
	委員	公募	辰己 鐵次郎
	委員	千葉県市原健康福祉センター	福原 祐子
	委員	市原市医師会	古屋 雅登
サービス支援部会	委員	公募	伊藤 八重子
	委員	肢体不自由児者父母の会	森山 薫 (~H26.9.30) 鈴木 真理 (H26.10.1~)
	委員	株式会社 QOL	鈴木 陽子
	委員	市原市手をつなぐ親の会	田口 敏子
	委員	社会福祉法人 のゆり会 のぞみサポートセンター市原	津田 望
	委員	有限会社ケイ・ティ・サービス	船津 順子
就労支援部会	委員	千葉県立市原特別支援学校	青木 和紀
	委員	NPO 法人 みち(こすもす工房)	田上 圭一
	委員	精神障害者家族会	深澤 五郎
	委員	市原商工会議所	道山 茂洋

計画進行管理部会は、会長・副会長および各専門部会(相談支援・権利擁護部会、サービス支援部会、就労支援部会)の部会長・副部会長の計8名から構成される専門部会で、本計画策定作業における中心的な役割を担いました。



2. 本市の障がい者の状況（障がい別）

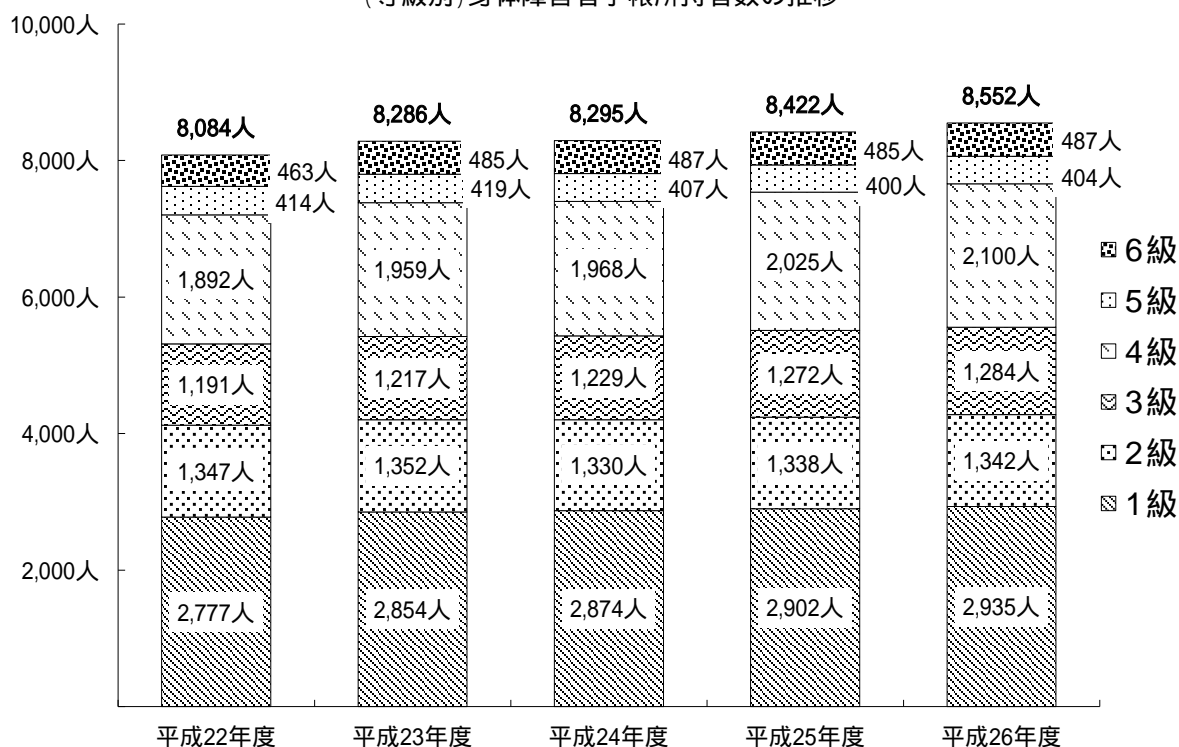
（1）身体障がい者

① 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

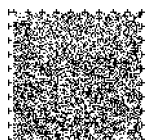
身体障害者手帳の所持者数は、平成22年4月1日現在の8,084人から年々増加しており、平成26年4月1日現在では8,552人となっています。

等級別にみると、各年度とも1級と2級を合わせると過半数を占めています。

（等級別）身体障害者手帳所持者数の推移

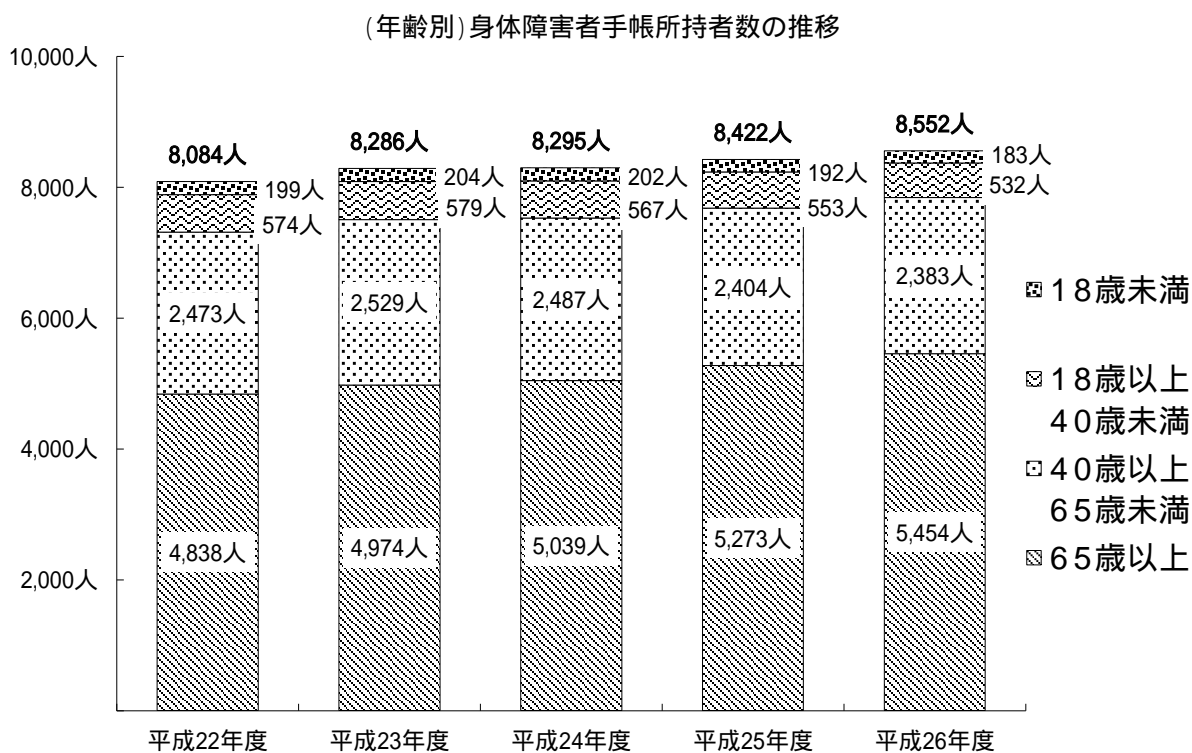


等級	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	身体障がい者		8,084人	8,286人	8,295人	8,422人
1級		2,777人	2,854人	2,874人	2,902人	2,935人
2級		1,347人	1,352人	1,330人	1,338人	1,342人
3級		1,191人	1,217人	1,229人	1,272人	1,284人
4級		1,892人	1,959人	1,968人	2,025人	2,100人
5級		414人	419人	407人	400人	404人
6級		463人	485人	487人	485人	487人

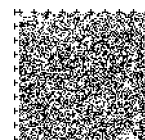


② 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

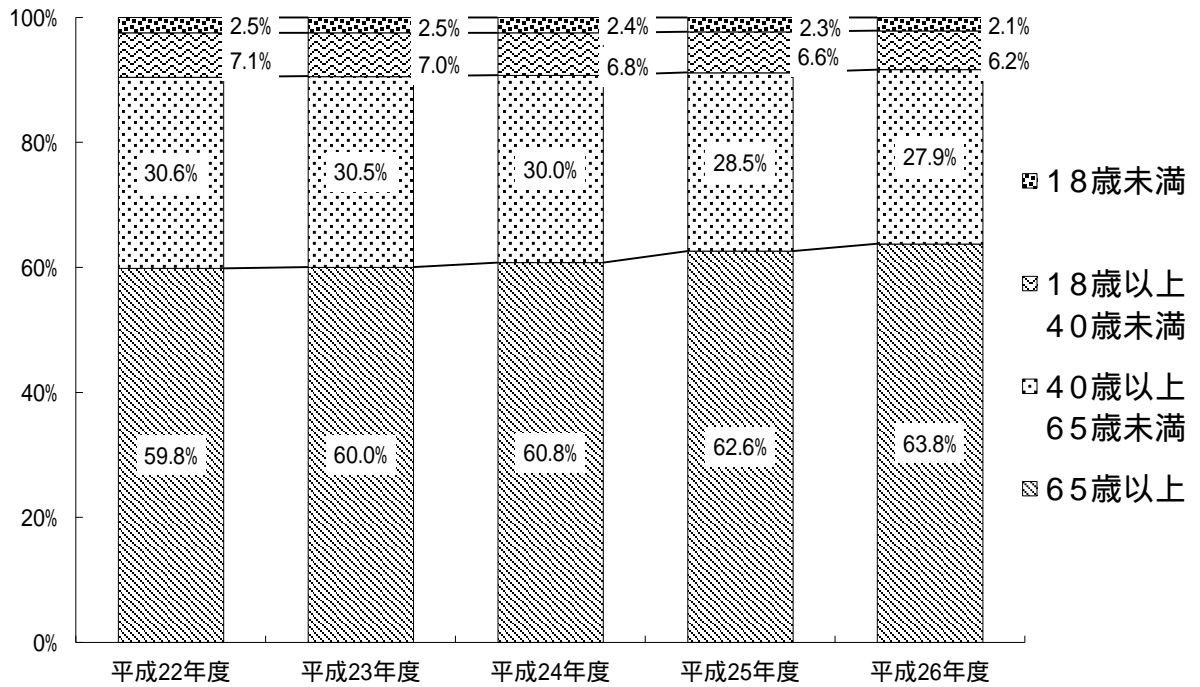
年齢別に身体障害者手帳所持者数をみると、65歳未満では減少しているのに対し65歳以上の増加が顕著となっており、平成26年4月1日現在では、65歳以上の占める割合が全体の63.8%となっています。



年度 年齢階層	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がい者	8,084人	8,286人	8,295人	8,422人	8,552人
18歳未満	199人	204人	202人	192人	183人
18歳以上 40歳未満	574人	579人	567人	553人	532人
40歳以上 65歳未満	2,473人	2,529人	2,487人	2,404人	2,383人
65歳以上	4,838人	4,974人	5,039人	5,273人	5,454人



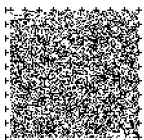
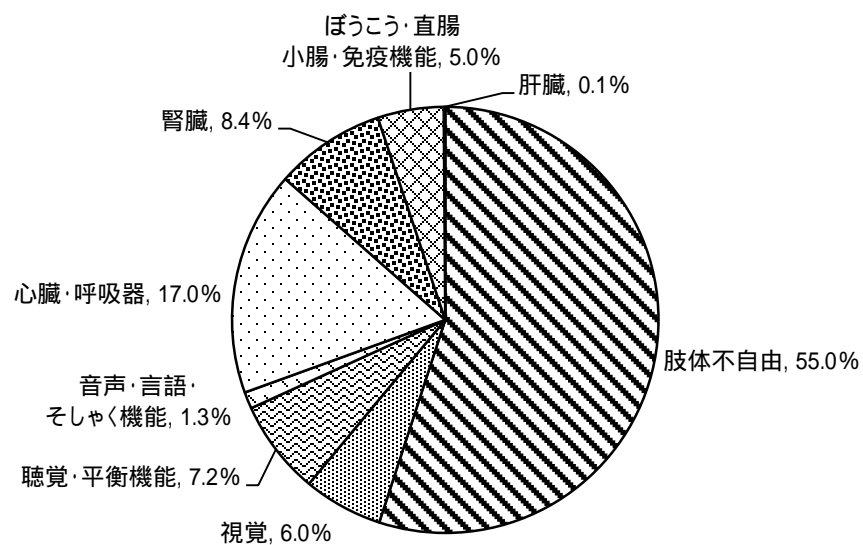
身体障害者手帳所持者数 年齢階層別割合の推移



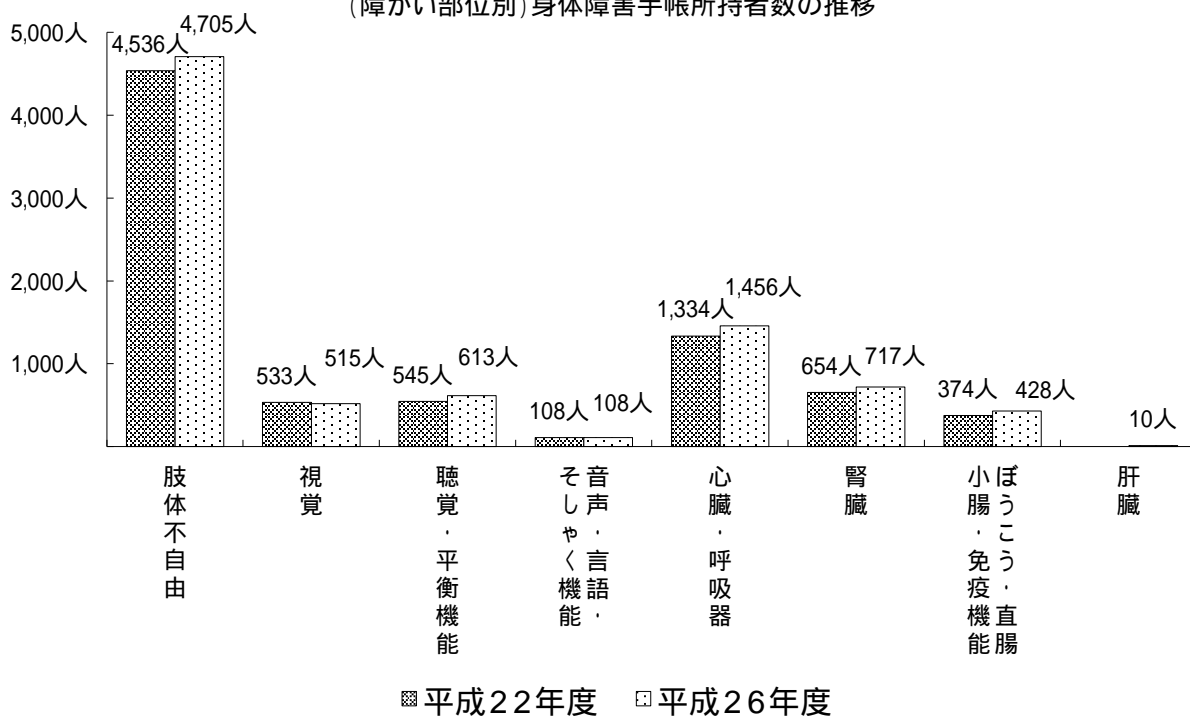
③ 身体障害者手帳所持者数の内訳（障がい部位別）

障がい部位別に身体障害者手帳所持者数をみると、平成26年4月1日現在は「肢体不自由」が55.0%と最も多く、過半数を占めています。次に、「心臓・呼吸器」が多く、17.0%となっています。

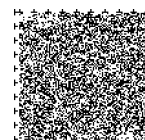
身体障害者手帳所持者数 障がい部位別の割合



(障がい部位別)身体障害手帳所持者数の推移



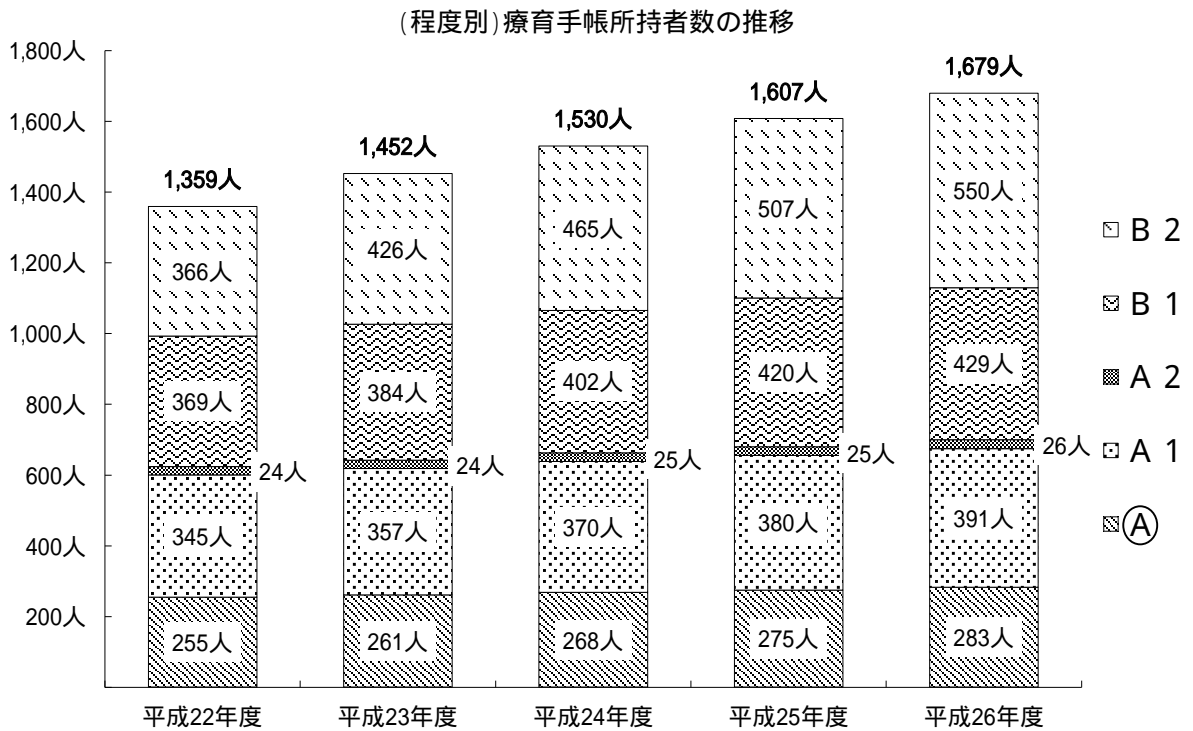
障がい部位	年度		
	平成 22 年度	平成 26 年度	
身体障がい者	8,084 人	8,552 人	100.0%
肢体不自由	4,536 人	4,705 人	55.0%
視覚	533 人	515 人	6.0%
聴覚・平衡機能	545 人	613 人	7.2%
音声・言語・そしゃく機能	108 人	108 人	1.3%
心臓・呼吸器	1,334 人	1,456 人	17.0%
腎臓	654 人	717 人	8.4%
ぼうこう・直腸	374 人	428 人	5.0%
小腸・免疫機能	-	10 人	0.1%
肝臓	-	10 人	0.1%



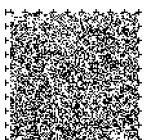
(2) 知的障がい者

① 療育手帳所持者数の推移（程度別）

療育手帳の所持者数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の 1,359 人から年々増加しており、平成 26 年 4 月 1 日現在では 1,679 人となっています。
程度別にみると、全ての程度において増加傾向にあります。

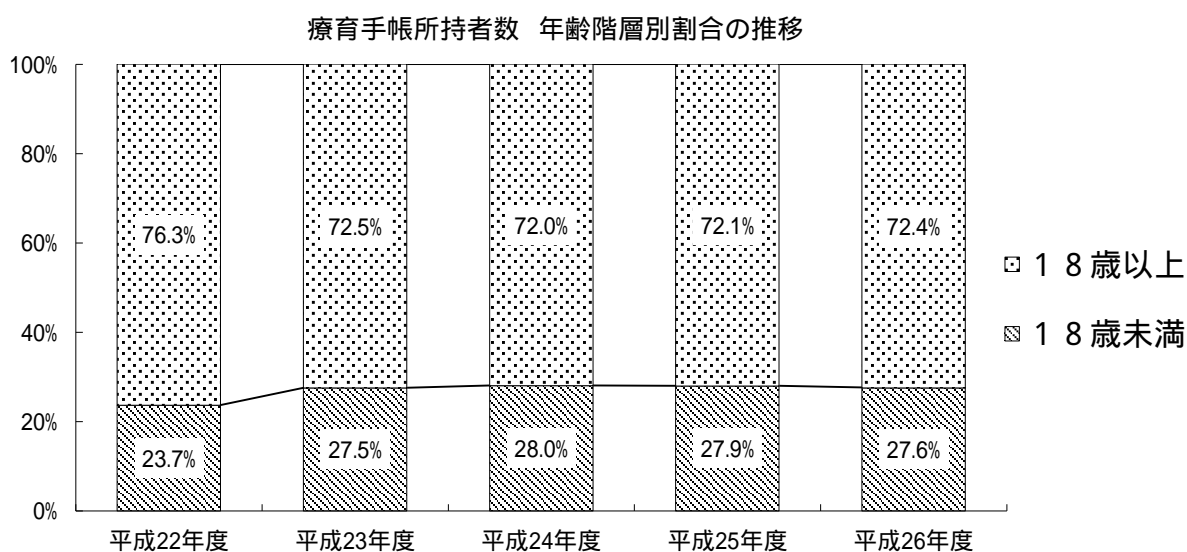
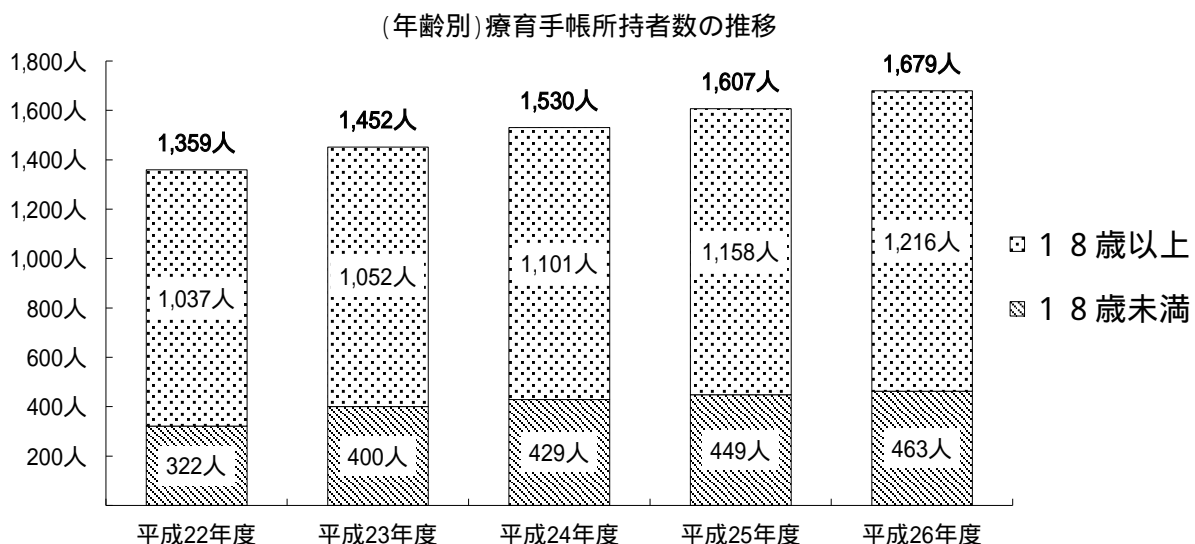


年度 程度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
知的障がい者	1,359 人	1,452 人	1,530 人	1,607 人	1,679 人
A	255 人	261 人	268 人	275 人	283 人
A 1	345 人	357 人	370 人	380 人	391 人
A 2	24 人	24 人	25 人	25 人	26 人
B 1	369 人	384 人	402 人	420 人	429 人
B 2	366 人	426 人	465 人	507 人	550 人

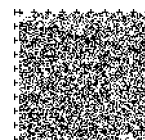


② 療育手帳所持者数の推移（年齢別）

年齢階層別に療育手帳所持者数をみると、いずれの年齢階層も年々増加しています。



年齢階層	年度				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
知的障がい者	1,359 人	1,452 人	1,530 人	1,607 人	1,679 人
18 歳未満	322 人	400 人	429 人	449 人	463 人
18 歳以上	1,037 人	1,052 人	1,101 人	1,158 人	1,216 人

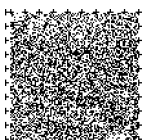
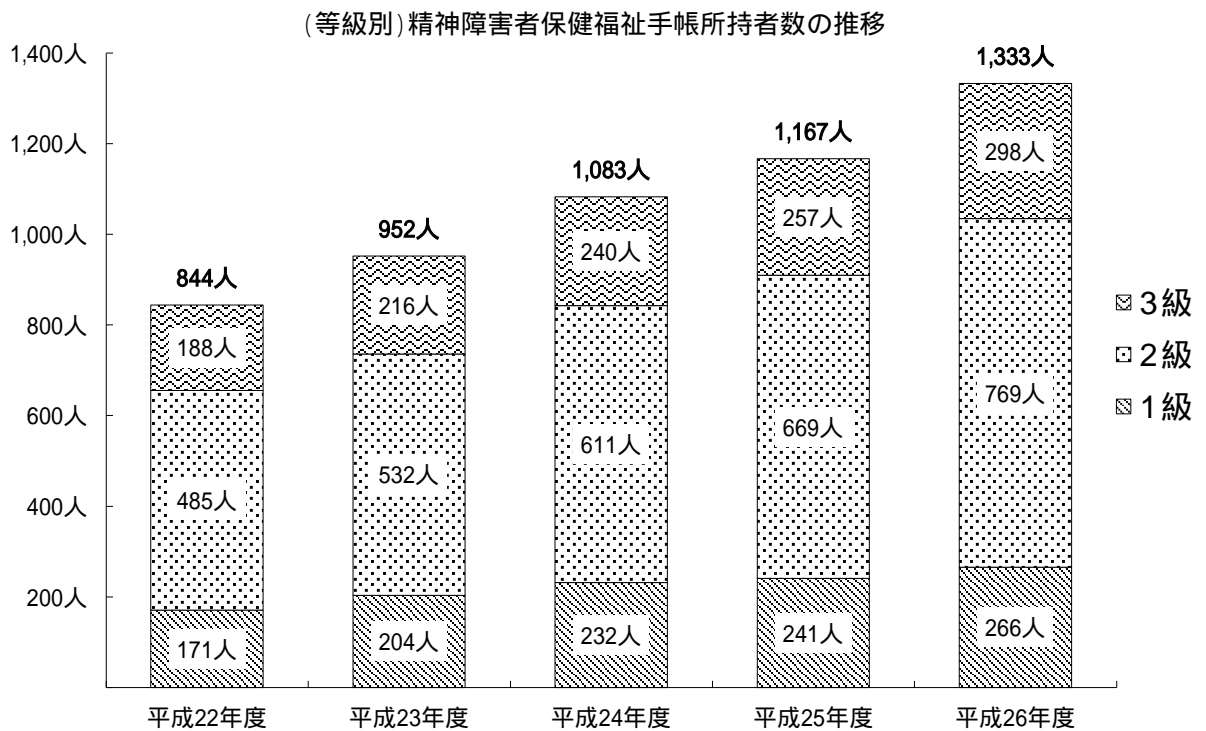


(3) 精神障がい者

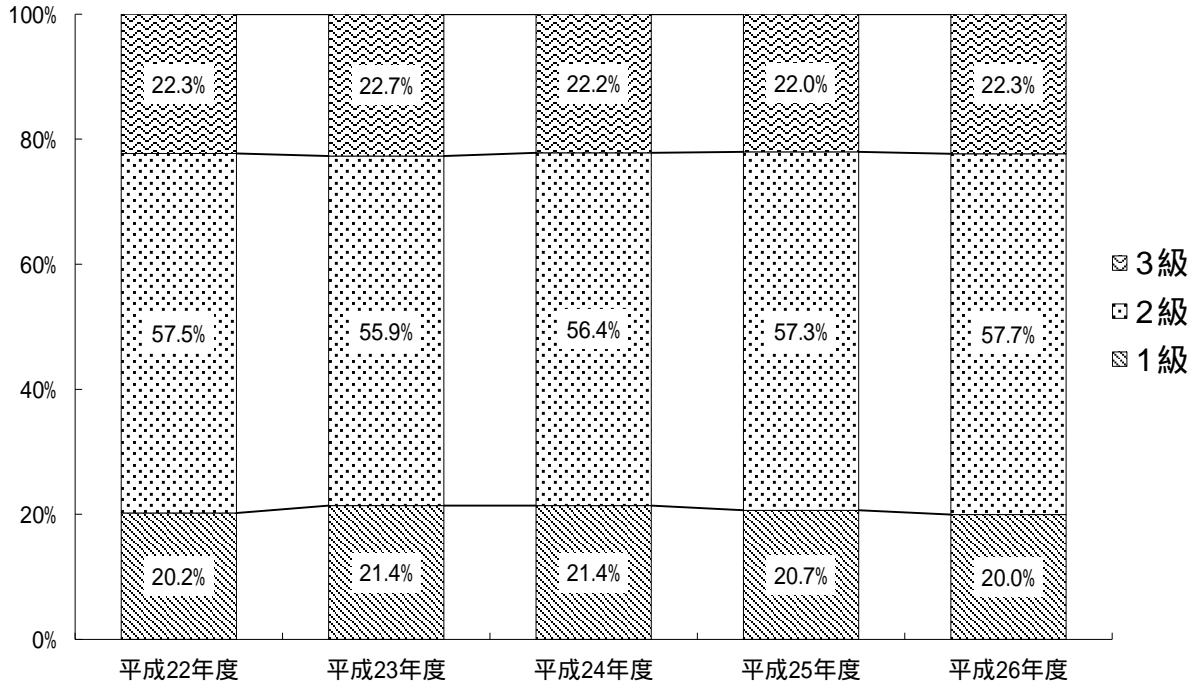
① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成22年4月1日現在の844人から、平成26年4月1日現在では1,333人となっており、5年間で1.5倍以上に増加しています。

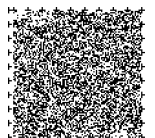
等級別にみると、2級の占める割合が最も多く過半数を占めており、全ての等級において増加傾向にあります。



精神障害者保健福祉手帳所持者数 等級別割合の推移

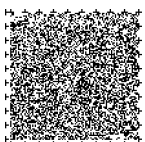
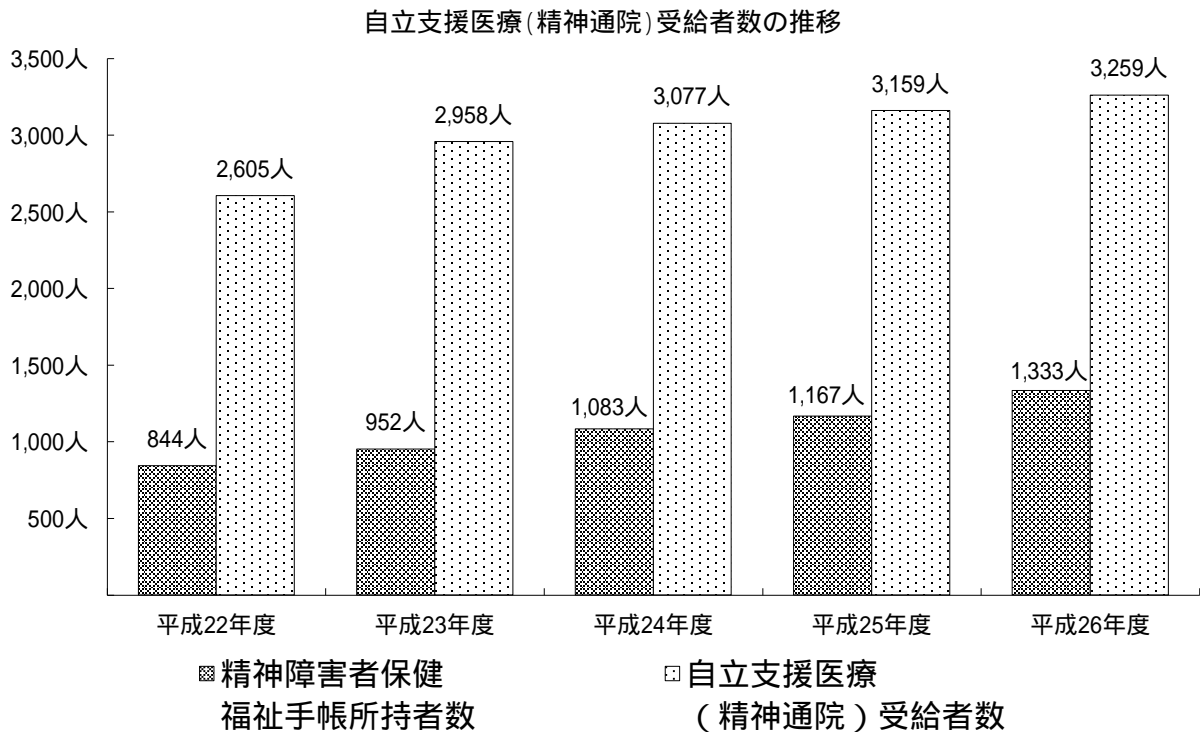


等級	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
精神障がい者 (手帳所持者)	844 人	952 人	1,083 人	1,167 人	1,333 人
1 級	171 人	204 人	232 人	241 人	266 人
2 級	485 人	532 人	611 人	669 人	769 人
3 級	188 人	216 人	240 人	257 人	298 人
	2,605 人	2,958 人	3,077 人	3,159 人	3,259 人



② 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

精神患者の自立支援医療(精神通院)受給者数は、年々増加を続けており、平成22年4月1日現在の2,605人から、平成26年4月1日現在では3,259人となっています。



3 . 用語の解説

あ 行

アクセシビリティ

様々な製品、建物やサービスなどの使いやすさの度合いを示す言葉。高齢者・障がい者などを含む誰もが支障なく利用できるような場合に「アクセシビリティが高い」などと用いる。

いちほら相談支援ファイル「スクラム」

子どもの成長や自立に必要な支援を、関係機関が連携しながら、乳幼児から就労まで継続的に行うためのファイルで、保護者の方々が子どもの育ちの様子や気になることなどを記入し、必要に応じて、その情報を支援者や専門機関と共有する。各学校や各相談機関で配布している。

医療保護入院・市長同意

入院を必要とする精神障がい者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者を対象として、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察及び家族等のうちのいずれかの者の同意があれば入院させることができる入院制度。同意をする該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。

か 行

基幹相談支援センター

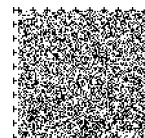
障がいのある人を対象とする地域の相談支援の拠点として、一般的な相談のほか、困難ケースへの対応、虐待防止、人材育成等を行うセンターのこと。

グループホーム

病気や障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で共同して地域社会に溶け込んで生活する形態。利用者間の支え合いやスタッフの援助により生活自立力の維持・向上を目指す。

言語聴覚士

国家試験により免許を受け、ことばによるコミュニケーションに問題がある方に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職のこと。



権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

さ 行

作業療法士

国家試験により免許を受け、医師の指示のもとに農耕・畜産・園芸・手芸・木工などの適当な作業を行うことにより、障がい者の身体運動機能や精神心理機能の改善を目指す治療（作業療法）を行う専門職のこと。

サービス等利用計画作成制度・モニタリング

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する制度のこと。一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、サービス等利用計画の見直しを行う（モニタリング）。

市長申立て（成年後見）

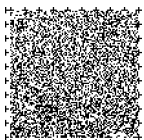
成年後見制度を利用したくても、申し立てることのできる配偶者や四親等内の親族がおらず、申し立てることができない場合、市長が代わりに家庭裁判所へ申し立てることができる制度のこと。

受診サポート手帳

コミュニケーションを取ることに支障のある障がい児（者）が、診療の際に留意してほしいことや主治医からの注意事項などの情報を掲載した手帳を診療前に提示することにより、障がいを持つ一人ひとりの特性を理解し、円滑に診療を行うための手帳のこと。

手話奉仕員

聴覚障がい者や音声または言語機能障がい者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。市町村が実施する厚生労働省が定めた手話奉仕員養成カリキュラムに基づく手話奉仕員養成講座によって養成される。



障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律（平成5年施行）のこと。

障がい者支援協議会

障害者総合支援法上の協議会として市原市が設置する市長の私的諮問機関。障がい者団体や障害福祉サービス事業所、行政機関など障がい者を取り巻く様々な関係者により組織される。

障害者総合支援法

障がい者がその特性に応じて地域で自立して安心して暮らせる社会の実現のために平成18年4月から障害者自立支援法が施行。その後、発達障がいを同法の対象とすることや利用者負担の見直しや相談支援体制の強化などの制度改正が行われ、平成25年4月から、法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称「障害者総合支援法」）に改正されるとともに、サービスの対象者に難病患者等を加えるなどの改正が行われた。

スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員など専門的知識と経験を持つ「こころの専門家」が、学校の児童生徒へのカウンセリングや、教職員・保護者などの相談に乗る専門職のこと。

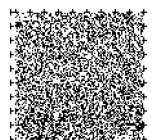
成年後見制度

知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

た 行

地域活動支援センター

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設のこと。



特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

な 行

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

日常生活自立支援事業

知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人について、地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する事業のこと。

は 行

避難行動要支援者

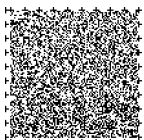
障がい者（身体障害者手帳1級～3級の所持者、療育手帳A等の所持者、精神保健福祉手帳1級の所持者）やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の者などのうち、災害時や災害発生のおそれがある場合に、避難することに支障のある在宅の方のこと。

福祉的就労

生産活動に参加することを目的として行う就労であり、労働法規が適用されないものをいう。賃金ではなく「工賃」が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ法定の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。



補装具

身体機能の障がいによる困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全杖、補聴器、車椅子などがこれに含まれる。

ら 行

療育

心身に障がいのある児童（障がい児）について、早期に適切な治療等を行い、障がいの治癒や軽減を図りながら育成することをいう。

臨床心理士

（財）日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている心理専門職で、臨床心理学に基づいた知識と技術で“こころ”の問題を援助する。日本では、心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員など、さまざまな名称で呼ばれている。

